

◎編集後記

今年も、法友会の政策要綱を世に出すことができ、大変嬉しく思います。

本政策要綱は、政策集団である法友会が、1年間にわたる政策委員会における議論、10月に2回にわたって行われた政策検討会での検討をふまえ、日弁連および各弁護士会ならびに各弁護士を取り巻く様々な政策課題について、現時点における到達点や問題提起、次年度への政策提言を公表したものです。

今回、巻頭の特集には、近時議論の盛り上がりを見せるダイバーシティの問題を取り上げました。日本国憲法第13条の個人の尊厳の尊重という観点からも、人間の多様性を推進する価値について考える時期に来ているといえるでしょう。

また、新たに諸外国では導入が進んでいるにもかかわらず我が国では導入が遅れている裁判のIT化の問題を取り上げることにしました。今後の積極的な取り組みが期待されます。民事執行法および民事訴訟法の改正課題についても新たに取り上げることにしました。

憲法改正については、いよいよ本格的な議論がなされるようになってきており、2017（平成29）年10月22日（日）開票の衆議院議員選挙の結果を受けて、予断を許さない状況になっています。憲法改正問題について、弁護士会として、どのような姿勢で取り組んでいくかは、大変重要な問題であり、10月に行われた政策検討会でも活発な議論が行われました。

本年度の政策検討会は、10月14日（土）、10月28日（土）の2回行いました。テーマとしては、「原子力損害賠償の問題解決に向けて」、「若手法曹をめぐる現状と課題」、「ダイバーシティの展望」、「裁判のIT化」、「法科大学院制度と司法試験制度の現状と課題」、「法テラスをめぐる課題」、「弁護士広告の自由化と適正化」、「成年後見制度をめぐる会の対応」、「憲法改正問題」、「死刑の廃止問題」を取り上げました。ご参加いただいた会員の方々には、活発な議論をしていただき、その成果を各原稿に反映させていただいております。

残念ながら、預かり金の横領等弁護士不祥事が後を絶ちません。弁護士不祥事の発生は、弁護士自治を揺るがしかねない事態を招く恐れがあります。弁護士会として、弁護士不祥事をどのように防いでいくか、そして、弁護士および弁護士会に対する国民の信頼をどのように築いていくかが問われています。

本政策要綱は、現時点における、様々な政策課題に関し、政策集団である法友会の最新の議論を公表したものです。今回は、巻末に法友会が行った宣言・決議を収録させていただいております。あわせてご参照いただければと思います。

本政策要綱は、日常の弁護士業務や会務活動で多忙を極める法友会の会員の方々に執筆をお願いし、かつ、厳しいスケジュールの中、短期間で執筆していただいて完成したものです。快く執筆に応諾していただいた執筆者の方々には、心よりお礼申し上げます。

また、1年間にわたる政策委員会での議論や二度にわたる政策検討会の検討を経てできあがったものでもあります。お忙しい中、議論に参加していただいた方々に深く感謝いたします。

最後になりますが、本政策要綱が完成したのは、仲隆政策委員長の指揮のもと、政策要綱担当副幹事長である北川恵子先生その他の副幹事長の先生方、事務次長の先生方のご尽力によるものです。ここに改めて、仲委員長、北川副幹事長、法友会の諸先生方にも感謝申し上げます。

2017（平成29）年12月

東京弁護士会 法友会

政策委員会 政策要綱策定部会 部会長 谷原 誠